

日本原燃株式会社 殿

2021年2月26日

ロイド・レジスター・グループ
インスペクションサービス

2020年度 第2回定期監査 報告書 (その3) 埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	2020年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その3) 埋設事業部
監査場所	Webex による遠隔監査
監査実施日	2021年1月6日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2020年度 第2回定期監査の視点

2.1 第三者による定期監査の経緯

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃(株)に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」と記す）」の取り組み状況の確認を主体とし、その後の取り組みの進捗や日本原燃（株）の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきた。例えば、高レベル廃液漏えい対応として策定された『安全基盤強化へ向けたアクションプラン』の履行状況や、保安検査の指摘に対する『保安活動の継続的改善活動』などがあげられるが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いて監査を実施してきた。

その結果、影響の大きなトラブルに際して策定した是正処置が自ら決めた通り実施されていること、また、QMS等の仕組みが確立され、決めたと通りに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価を行った。

以上の状況を踏まえ、2020年度の定期監査に際しては、これまでの監査で注力した適合性

に加え、有効性についても監査対象とすること、さらには一般産業界での実情を踏まえた業務の簡素化や効率化についても積極的に注力することとした。

2.2 2020年度第2回定期監査の対応方針

2020年度第2回定期監査では、2020年4月1日に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を反映した品質マネジメントシステム活動のうち、要求事項が変更となり、文書が数多く改正されたことから、この変更プロセスが適切に動いているかを文書管理（変更管理）の観点で確認すること、ならびに、安全性向上工事の本格化に伴い調達が増えていること、昨年社給品でトラブルを起こしていることから、調達プロセスが適切かを調達管理の観点で確認することを取り上げ、それぞれの適合性、有効性および効率性の観点から監査を行う。さらに、品質マネジメントシステムが有効に実施され、維持されているかの把握の状況について、内部監査の取組状況の監査を行う。

なお、文書変更あるいは調達実績のない部署に対しては、品質目標に記載された課題への取組状況を監査項目として取り上げることにした。

以上の対応方針をもとにした、2020年度第2回定期監査の実施事項を表1に示す。

表1 2020年度第2回定期監査の実施事項

監査実施項目
(1) QMS 活動の実施状況
① 文書管理（変更管理）
② 調達管理
③ 品質目標に記載された課題への取組状況
④ 内部監査
(2) 前回までの監査結果のフォローアップ(第2回は実施項目なし)

なお、受審対象部門(各本部、各事業部、室)によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表2に示す。

表2 対象部門に対する監査実施項目

対象部門	表1中の監査実施項目の番号				
	(1)				(2)
	①	②	③	④	
再処理事業部 技術本部	○	○	○	-	-
濃縮事業部	○	○	○	-	-
埋設事業部	○	○	○	-	-
安全・品質本部	○	○	○	-	-
監査室	○	-	-	○	-

注1)：監査実施項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外した。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなる。したがって、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行った。

7. 監査結果

埋設事業部に対する監査実施項目は、上記2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は2部署であった。

監査結果を添付1に、今回の監査における観察事項を添付2、そして、監査日程と出席者を添付3示す。

総合所見は下記の通りである。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものだが、大綱的には実態をとらえていると考えられる。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。

時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」は観察されなかった。なお、1件の「観察事項」提起したので、詳細については添付2に示した。

7.2 監査実施項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

① 文書管理（変更管理）

施設建物管理課の建物管理要領および埋設技術課の施設確認対応要領の変更プロセスについては、両課ともに上位文書の改正を受けて変更比較表または新旧比較表がまとめられており、改正時に網羅すべき事項が明確に示されていること、ならびにこれらの比較表に対する関係者のレビューが行われ、提起されたコメントが改正内容に適切に反映されていることを確認した。

また、埋設技術課が主催の埋設施設安全委員会での審議を経ていることや改正文書の通読による課内の周知教育などから、文書の改正に対する関心の高さが感じられ、両課の文書に対する変更プロセスは適切であると判断する。

② 調達管理

施設建物管理課における低レベル廃棄物管理建屋他消防用設備等点検業務委託の調達先に対する評価、業務委託仕様書による要求事項の明文化、ならびに業務実施報告書に基づく委託業務の結果に対する確認が組織的に行われており、一定の管理レベルが維持されている。

埋設技術課における IC レコーダーについては一般汎用品の購買であるが、必要な関連書類は資材契約事務要則に基づいて準備され、納品に至るまでのプロセスが適切に管理されている。なお、本調達品については、管理区分が IV の保安活動に直接関係しないことから、調達先管理要領により取引先評価が不要であることが明確である。

以上の状況より、両課における調達プロセスは適切であると判断する。

③ 品質目標

文書変更あるいは調達実績のない部署がなかったことから実施していない。

④ 内部監査

埋設事業部は監査対象外。

(2) 前回までの監査結果(指摘事項など)のフォローアップ状況

埋設事業部はフォローアップの対象がない。

8. 終わりに

埋設事業部の2部署に対しては、7.2項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、文書管理における変更管理ならびに調達管理は適切であることから、改めて懸念される事象は観察されず、今後とも現状のやり方を継続することで適合性および有効性が確保されるものと判断する。特に文書の変更管理については、改正内容に対する関係者のレビューが行われるなど、一般産業界と比べてきめ細かな管理が実践されている印象を抱いた。

一方、業務の簡素化や効率性については、明らかに無駄と感ぜられる事象が観察されないことから、監査した範囲においては監査チームとして積極的に改善をうながす対象はない。

しかし、一度決めたことであっても、組織を取り巻くさまざまな状況の変化によって、それが無駄と感ぜたり過剰と感ぜるようになることがある。決めたことを簡素にするとか廃止するには明確な理由付けと相応の労力を必要とするものだが、業務の効率化は組織運営において欠かせない要素のひとつであることを念頭に置いて頂ければありがたい。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(PRJ11100293526号-0)にまとめたので参照いただきたい。

以上

2020 年度 第 2 回定期監査結果

(埋設事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 施設建物管理課	
監査実施日	2021年1月6日	監査員: XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況		(参照文書・記録など)
<p>①文書管理 (変更管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建物管理要領(資料①)の変更プロセスとして、上位文書の保安規程の改正を受けて変更比較表(資料②)がまとめられており、改正時に網羅すべき事項が明確に示されている。 ◆上記管理要領の改正発議に際しては稟議書(資料③)が作成され、改正理由として保安規程の第24次改正に伴うものであることが明記されており、かつ、管理文書の改正が組織的に行われていることが明確である。 ◆建物管理要領の改正に際しては、上記の変更比較表に関して埋設事業部内の関係部署に対するレビュー依頼(資料④)が行われており、その依頼に対するコメントの一例として、品質保証課から提起されたコメント(用語の定義に予防保全および事後保全であることを明記する)が改正内容に適切に反映されていることを確認した。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆低レベル廃棄物管理建屋他消防用設備点検業務委託XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXに対する契約請求時の評価として、取引実績、経営状態、設備能力および技術的能力、品質保証体制などに係る評価(資料⑤および⑥)が客観的なデータ(資料⑦)などに基づいて行われている。 なお、観察事項1を参照されたい。 ◆発注に際しては業務委託仕様書(資料⑧)により提出書類などの要求事項(資料⑨)が明文化されている。 ◆委託業務の完了後、委託先から提出された報告書(資料⑩)に基づき要求仕様に適合していることが施設建物管理課として組織的に確認されている。 <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p>		
(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況		
フォローアップの対象がない。		
(第三者監査所見)		
<p>変更比較表や改正文書により上位文書の改正内容が当該の下位文書に適切に反映されていることが明らかであり、関係者から提起されたコメントが適切に反映されているなどより、文書の変更プロセスについては有効に機能していると判断する。また、調達プロセスについては業務委託先に対する契約請求時の評価、委託業務仕様の明確化、ならびに業務実施報告書に基づく業務完了後の確認などが適切に行われていることを確認した。</p>		

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設技術課	
監査実施日	2021年1月6日	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①文書管理 (変更管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設確認対応要領 (資料①) は、保安規定の第 24 次改正を受けて、規程に定められた内容が反映されていることが、新旧比較表 (資料②) により確認できる。 ◆要領改正時には、文書レビュー依頼票 (資料③) により埋設事業部内の関係先に対しレビューを依頼し、その際に提起されたコメントが改正内容に反映されている。 ◆改正内容に関し、埋設施設安全委員会での審議を経ていること (資料④) を確認した。 ◆改正された要領は、通読によって課内の周知教育 (資料⑤) が行われている。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆IC レコーダーの購入に必要な関連書類 (資料⑥、⑦、⑧) は資材契約事務要則 (資料⑨) に基づいて準備され、見積金額の妥当性確認から納品に至るまでのプロセスが適切に管理されている。 ◆本調達品については、管理区分が IV の保安活動に直接関係しないことから、調達先管理要領 (資料⑩) により取引先評価が不要であることを確認した。 <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p> <p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>フォローアップの対象がない。</p>	<p align="center">(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>文書改正時には、事業部内の関係先へのレビューや安全委員会の審議を経て、適切に変更管理されていると評価できる。また、調達管理においては、一般購買品ではあるものの要則に基づいて準備された必要書類により適切に管理されていると判断できる。</p>		

監査における 観察事項

定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

<観察事項>

1	調達先評価書の運用について
関連部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 施設建物管理課
契約請求時の評価結果が記載されているが、検収時の評価結果が記載されていない。検収は資材管理システムに沿って行われており、その際の確認項目に検収時の評価項目が含まれていることから実質的な問題は無いものと判断するが、調達先管理要領に基づき検収時の評価結果を記載することで同評価表を完結されたい。	

2020年度第2回定期監査(埋設事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	室部所	出席者(被監査側対応者)	実施場所
			自	至				
1	6	水	9:21	9:40	0:19	被監査部署		濃縮 埋設事業所 3F研修室 /web会議
1	6	水	10:04	11:00	0:56	低レベル放射性廃棄物 埋設センター 施設建物管理課		濃縮 埋設事業所 3F研修室 /web会議
1	6	水	13:00	14:00	1:00	低レベル放射性廃棄物 埋設センター 埋設技術課		濃縮 埋設事業所 3F研修室 /web会議
1	6	水	16:37	16:55	0:18	被監査部署		濃縮 埋設事業所 2F会議室 /web会議